様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃむさしのぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社武蔵野銀行  （ふりがな）ながほり　かずまさ  （法人の場合）代表者の氏名 長堀　和正  住所　〒330-0854  埼玉県 さいたま市大宮区 桜木町１丁目１０番地８  法人番号　6030001002490  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2024統合報告書 | | 公表日 | ①　2024年 7月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/financial/disclosure/pdf/2024/2024\_disclo\_main\_all.pdf  　P4～5「チャネル戦略」「デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　中期経営計画「MCP 1/3」では「リアルとデジタルを融合し、地域・お客さまと共に歩む」「あらゆる価値を認め合い、多彩な人材が躍動する」という2つのテーマに基づき、デジタルおよび人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築するとともに、サービスレベル向上・顧客接点の増強によってお客さま満足度の最大化を目指しています。  中期経営計画のスタートにあわせて新設した「デジタル推進部」を中心に、先進的なデジタル技術活用により、お客さまの利便性や満足度向上に繋がる取組みをスピード感をもって進めております。スマホアプリのほか法人向けデジタルサービスの強化に取組むとともに、口座開設やローン手続きのデジタル化などを進めております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」の決議にて決定。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画「MCP1/3」  ②　2023年度決算(説明会資料)  ③　2024年度決算(説明会資料)  ④　組織改正のお知らせ(ニュースリリース）  ⑤　「TSUBASAアライアンス」への参加について(ニュースリリース)  ⑥　従業員のITおよびデジタルリテラシー向上に向けた取組について(ニュースリリース) | | 公表日 | ①　2023年 3月30日  ②　2024年 6月10日  ③　2025年 6月 4日  ④　2023年 3月30日  ⑤　2019年 3月13日  ⑥　2023年 4月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/company/mid\_termplan/pdf/mid\_termplan\_02.pdf  　P12～13＜ダイレクト＞非対面  ②　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/report/pdf/2403\_all.pdf  　P33「いつでも」「どこでも」相談にできるチャネルの構築  ③　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/report/pdf/2503\_all.pdf  　P38「チャネル戦略」P39「デジタル戦略」  ④　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/news/pdf/2022/soshikikaisei20230330.pdf  　「組織改正のお知らせ」改正の目的、改正の概要  ⑤　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/news/pdf/2018/tsubasa.pdf  　「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンス」への参加について  ⑥　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/news/pdf/2023/itpas20230427%20.pdf  　従業員のITおよびデジタルリテラシー向上に向けた取組について(ニュースリリース) | | 記載内容抜粋 | ①　お客さま接点の拡充への取組として、すべてのお客さまが「いつでも」「どこでも」相談できるチャネルを構築すべく、スマホアプリの機能拡充、ダイレクトチャネルの利便性向上、決済ビジネスの強化に取組んでいる。  ②　スマホアプリの機能拡充を継続的に実施、住宅ローンや無担保ローン申込者に対して口座開設からローン契約まで、来店不要の取引拡大を目指す。  ③　お客さま一人ひとりに合ったパーソナライズ化された提案（最適なタイミングでニーズにあった商品の提供）を強化すべく、2025年4月より「むさしのLife]（お金と暮らしのお役立ち情報を配信等）を取り扱い開始し、マーケティングの取組みを進めております。銀行アプリの基礎分析を実施し、誰がどの機能をいつどれ位利用しているか傾向を捉え、プッシュ通知のタイミングの最適化に取組んでいる。  一方、行内業務効率化の観点においても、PipitLINQ預金量調査業務やWeb口座開設業務等のアナログ業務をRPAを活用することで自動化するなど順次拡大しております。  また、両方に共通する取組みとして、生成AIを活用して銀行内外のデータを顧客サービスや業務の効率化に活用すべく取り組んでおります。  成長に向けた投資を加速し、戦略投資の目線を上げ、スピード感ある取組を展開。前中計では4年で76億円の投資（単年19億円）、現中計では3年で65億円（単年21.6億円)を想定(うち47億円については投資実施済み)しており、スマートフォンアプリの機能拡充によるお客さま利便性・サービス向上やコミュニケーション基盤の全面刷新(M365の導入）によるシームレスな外部との連携やドキュメント共有・共同編集による生産性向上・業務効率化や提案営業のリモート化加速や動画コンテンツ当の積極活用によるお客さま接点・サービ向上等に取組んでいる。また、新たなビジネス領 域の創造としてリアルチャネルとの融合による新たな 価値創造やクラウド環境でのオープンイノベーション 等により新たなビジネス領域の創造への取組も進めて いる。  ④　２０２３年４月よりスタートした中期経営計画「ＭＣＰ １／３」では、デジタルおよび人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築するとともに、サービスレベル向上・顧客接点の増強によってお客さま満足の最大化を目指していくことを方針に掲げております。本方針のもと、お客さま向けデジタルサービスやデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）に関する取組みをより強化・拡充し、あわせて、行内業務のデジタル化を一層加速させていくため、組織改正を実施した。  デジタルに関する人材および知見・ノウハウを結集し、多様化・高度化するお客さま課題をスピーディーに解決していく態勢を構築するため、総合企画部の「デジタル化 推進室」と営業統括部の「フィンテック推進室」を統合し、新たに「デジタル推進部」を設置した。同部では、お客さま向けデジタルサービスやデジタルトランスフォーメーション （ＤＸ）に関する企画・推進を担い、新たな顧客体験価値（カスタマー・エクスペリ エンス）の創出を目指してまいります。また、効率的な業務運営の実現に向け、これまで取組んできた行内業務デジタル化を一層加速させていくとともに、データウェアハウス等による各種データ利活用の高度化を推進していく。  ⑤　「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンス」は、２０１５年１０月に千葉銀行（頭取 佐久間 英利）、第四銀行（頭取 並木 富士雄）、中国銀行（頭取 宮長 雅人）の３行により発足した 広域連携の枠組みです。２０１６年３月には、伊予銀行（頭取 大塚 岩男）、東邦銀行 （頭取 北村 清士）、北洋銀行（頭取 安田 光春）、２０１８年４月には北越銀行（頭取佐藤 勝弥）が加わっており、今回の当行の参加で８行の連携となります。  地域金融機関は、フィンテックやデジタル化の加速度的な進展や、規制緩和等による他業態との競合激化という変化の大きい経営環境にありますが、そうした新たな経営課題に対して、スピーディかつ先見性を持って対応していくことが不可欠となります。今回の「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンス」への参加は、各地域の金融・経済を支える地域銀行とともに、新たな課題に協働して対応していくためのものです。  ⑥　「ＩＴパスポート」資格を基礎レベルのＩＴ・デジタルリテラシーと位置付け、行内 講座の開催やＥラーニングの仕組構築などに取組むことで、取得促進に向けた環境を 整えております。こうした取組みの結果、２０２３年３月末時点の取得割合は５割を 超えています。  プロフェッショナル人材の養成 ２０２３年４月よりスタートした中期経営計画「ＭＣＰ １/３」における人材戦略においても、ＩＴ・デジタル分野のスキル・知識を、ファイナンシャルプランニングや企業支援に関するそれと同様、高度な専門性あるものと位置付け、資格取得を推進しています。  具体的には、企業のＩＴ化等を支援する専門家として「ＩＴコーディネータ」、 銀行におけるＤＸを推進するエンジニアとして「基本情報技術者」、それぞれの資格を 有する従業員の養成に取組んでまいります。  「ＩＴパスポート」や上位資格の「ＩＴコーディネータ」「基本情報技術者」取得者が 中心となり、お取引先企業における生産性や付加価値向上などに繋がるようなＩＴ・ デジタルを活用した各種提案に努めていくことで、持続的成長をサポートいたします。また、当行では、お客さま向けデジタルサービスやＤＸに関する取組みをより強化・ 拡充し、あわせて、行内業務のデジタル化を一層加速させていくため、2023年４月に「デジタル推進部」を新設いたしましたが、同部におけるプロフェッショナル人材の育成・配置を 進めていくことで、先進的で利便性の高いサービスやソリューションを創出していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」決議に基づき中期経営計画を策定  ②　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」での決議にて決定  ③　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」の決議にて決定。  ④　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」での決議にて決定  ⑤　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「取締役会」での決議にて決定  ⑥　代表取締役、取締役、社外取締役で構成される「経営会議」にて決定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ④　組織改正のお知らせ(ニュースリリース）  　組織改正のお知らせ(ニュースリリース）　改正の目的と改正の概要  ⑥　従業員のITおよびデジタルリテラシー向上に向けた取組について(ニュースリリース)  　 従業員のITおよびデジタルリテラシー向上に向けた取組について(ニュースリリース) | | 記載内容抜粋 | ④　２０２３年４月よりスタートする中期経営計画「ＭＣＰ １／３」では、デジタルおよび人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築するとともに、サービスレベル向上・顧客接点の増強によってお客さま満足の最大化を目指していくことを方針に掲げております。本方針のもと、お客さま向けデジタルサービスやデジタルトランスフォーメーション(ＤＸ）に関する取組みをより強化・拡充し、あわせて、行内業務のデジタル化を一層加速させていくため、組織改正を実施するものです。  デジタルに関する人材および知見・ノウハウを結集し、多様化・高度化するお客さま課題をスピーディーに解決していく態勢を構築するため、総合企画部の「デジタル化 推進室」と営業統括部の「フィンテック推進室」を統合し、新たに「デジタル推進部」を設置します。同部では、お客さま向けデジタルサービスやデジタルトランスフォーメーション （ＤＸ）に関する企画・推進を担い、新たな顧客体験価値（カスタマー・エクスペリ エンス）の創出を目指してまいります。また、効率的な業務運営の実現に向け、これまで取組んできた行内業務デジタル化を一層加速させていくとともに、データウェアハウス等による各種データ利活用の高度化を推進してまいります。  ⑥　「ＩＴパスポート」資格を基礎レベルのＩＴ・デジタルリテラシーと位置付け、行内 講座の開催やＥラーニングの仕組構築などに取組むことで、取得促進に向けた環境を 整えております。こうした取組みの結果、２０２３年３月末時点の取得割合は５割を 超えています。  プロフェッショナル人材の養成 ２０２３年４月よりスタートした中期経営計画「ＭＣＰ １/３」における人材戦略においても、ＩＴ・デジタル分野のスキル・知識を、ファイナンシャルプランニングや企業支援に関するそれと同様、高度な専門性あるものと位置付け、資格取得を推進しています。  具体的には、企業のＩＴ化等を支援する専門家として「ＩＴコーディネータ」、 銀行におけるＤＸを推進するエンジニアとして「基本情報技術者」、それぞれの資格を 有する従業員の養成に取組んでまいります。  「ＩＴパスポート」や上位資格の「ＩＴコーディネータ」「基本情報技術者」取得者が 中心となり、お取引先企業における生産性や付加価値向上などに繋がるようなＩＴ・ デジタルを活用した各種提案に努めていくことで、持続的成長をサポートいたします。また、当行では、お客さま向けデジタルサービスやＤＸに関する取組みをより強化・ 拡充し、あわせて、行内業務のデジタル化を一層加速させていくため、2023年４月に「デジタル推進部」を新設いたしましたが、同部におけるプロフェッショナル人材の育成・配置を 進めていくことで、先進的で利便性の高いサービスやソリューションを創出していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③　2024年度決算(説明会資料)  　P39「デジタル戦略」～戦略投資を通じ、お客さま満足および生産性を向上 | | 記載内容抜粋 | ③　成長に向けた投資を加速させるべく、戦略投資の目線を上げ、スピード感ある取組を展開、デジタル分野への投資額を前中計の単年１９億円(4年で76億円)から現中計では単年21.6億円(3年で65億円うち47億円は投資実施済)まで拡大していくことを公表しております。一例として、行員が業務で使用しているPC上で稼働しているメールやドキュメント管理、ワークフローといったコミュニケーション基盤(マイクロソフト365)について昨年11月に新規導入しており、生産性向上、業務効率化、お客さま接点・サービスの向上、新たなビジネス領域の創造を目指しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画「MCP1/3」  ②　2024年度決算(説明会資料) | | 公表日 | ①　2023年 3月30日  ②　2025年 6月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/company/mid\_termplan/pdf/mid\_termplan\_02.pdf  　P12(6)チャネル戦略、P13(7)デジタル戦略  ②　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/report/pdf/2503\_all.pdf  　P39「デジタル戦略」　成長に向けた投資を加速 | | 記載内容抜粋 | ①　目指す指標  ・デジタルチャネル利用顧客数：40万先（アプリ ・ Web Note ・ 法人インバン等の利用者数)  ・デジタルチャネルによるサービス申込率：30％（口座開設・ 住宅ローン等をデジタルチャネルから申し込む割合)  ②　・戦略的なデジタル投資  　IT関連等の戦略投資：65億円（3年間） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2024年 7月31日 | | 発信方法 | ①　2024統合報告書  　弊行ホームページに記載  　https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/financial/disclosure/pdf/2024/2024\_disclo\_main\_all.pdf  　P5「チャネル戦略」「デジタル戦略」 | | 発信内容 | ①　中期経営計画で掲げたデジタル関連を含む諸施策の進捗については、トップメッセージとして統合報告書で公表(P4～P6)  具体的なメッセージとしては以下の通り。  チャネル戦略のうち、非対面チャネルについては、スマートフォンアプリの機能拡充を継続的に実施しており、アプリをはじ めとしたデジタルチャネルの利用顧客数は30万先を超えております。  デジタル戦略としては、中期経営計画のスタートにあわせて新設した「デジタル推進部」を中心に、先進的なデジタル技術活用により、お客さまの利便性や満足度向上に繋がる取組みをスピード感をもって進めております。スマホアプリのほか法人向けデジタルサービスの強化に取組むとともに、口座開設やローン手続きのデジタル化などを進めております。また、行内のデジタルコミュニケーション基盤刷新プロ ジェクトも展開中です。本プロジェクトでは「マイクロソフト365」を全店展開し、生産性向上や業務効率化はもとより、お客さま接点・サービスの向上や新たなビジネス領域の創造を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ管理方針・管理規程等に基づき、ＣＳＩＲＴの活動として、平常時には情報収集や監視活動、啓蒙活動などを実施し、緊急時にはインシデント対応や行内外への情報共有等を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。